

学生各位

【新型コロナウイルス感染防止】 2021 年度 登学に係るガイドライン

学生部長

本学ホームページでも「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応」として定期的に情報配信し、注意喚起しておりますが、報道されているように若者の感染が拡大し深刻な状況は依然変わりません。

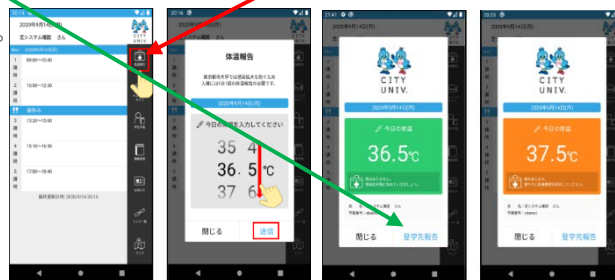
このような現況を踏まえて以下のとおりガイドラインをまとめましたので順守し感染防止に努めてください。

「感染しない、感染させない」みなさんの責任ある行動が、自身やご家族、大切な人たちの命を守ることに繋がることをあらためて認識し、ご理解ご協力宜しくお願い致します。

I. 登学時に際して

●外出前

1. 体温報告
→ 登学当日は、自宅からの外出前に入構前に各自で検温し、その結果を「東京都市大学モバイルアプリ」の「体温報告」から登録すること。(下記 QR コードからダウンロードできます。)
2. 登学先報告
→ 登学するキャンパスを「東京都市大学モバイルアプリ」の「登学先報告」から登録すること。
3. 37.5 度以上または体調が優れない場合は登学を控えること。
4. 感染防止等の理由の如何に問わず、自動車での登学は認めない。



●通学時

1. 必ずマスクを着用し、登学(下校)途中、特に電車内など公共の場においては会話を控えること。
2. 通学路においてもソーシャルディスタンスを確保し、飛沫の飛散防止の観点から大きな声で話しながらの歩行はしないこと。

●大学到着後

1. 入構確認場所へ立ち寄り「東京都市大学モバイルアプリ」から「体温報告」を行った画面(検温結果)を警備員に提示すること。
2. アプリの不具合等で登録できなかった場合は、本学が指定した場所で再度検温し、37.5 度未満であることを確認すること。
(37.5℃以上の発熱がある場合は入構できません。)

【入構確認場所】

- 世田谷キャンパス 1 号館 1 階警備室前
- 横浜キャンパス 1 号館 1 階警備室前
- 等々力キャンパス 3 号館地下警備室前、1 号館前警備ボックス前

【入構口】

- 世田谷キャンパス … A 地区(正門)・B 地区(図書館側)・C 地区(入口側)
※上記に加え、教室間移動のために A 地区・C 地区間の通路を開放する。
- 横浜キャンパス … 正門脇入構口(スロープ部分)・車両通用口
- 等々力キャンパス … 1、2 号館北門・3 号館地下駐車場入口

3. 授業においては「出席確認システム」で出席登録を行い、研究室等利用者は入構時、退構時に学生証をカードリーダーにタッチして打刻すること。

II. 学内での感染防止策

1. 原則として、マスクを着用し、こまめに手洗いや学内各所に設置のアルコールでこまめに消毒を行うこと。
2. 学生食堂、トレーニングルーム、学生ラウンジなど、各施設の使用ルールを順守し、感染予防に配慮して利用すること。
3. 喫煙所では密にならないように間隔をあけ、喫煙が終わったら速やかに退席すること。
4. 登校後に37.5℃以上発熱した時は、速やかに帰宅すること。なお、公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用、密を避ける等、感染防止に十分に注意をすること。
(体調不良の場合の帰宅方法については、事前に保護者が迎えに来るまたはタクシーの利用等を検討しておくこと。)
5. 新型コロナウイルスへの感染が確認された場合、または新型コロナウイルス感染の疑いがあるもしくは同感染者と濃厚接触した可能性がある場合は、速やかに本学学生支援センターへ連絡すること。

III. 登学以外について

1. 毎朝検温を行い、体調に変化がないかを確認すること。
2. 繁華街など不特定多数の人が集まる場所への外出は避けること。
3. 感染防止策の施されていない3密になりやすい店舗等(居酒屋・飲食店、カラオケ、ライブハウス等)の利用やイベントへの参加は絶対に避けること。
→ 複数人でマスクを外して飲食したり会話することでリスクが高まります。
4. 下宿先に集まることは避けること。
→ 狭い部屋で15分以上友だちと話すことは濃厚接触となり、感染リスクが高くなり危険です。
5. アルバイト先、とくに飲食店アルバイトでの感染防止には十分気をつけること。
→ 一度、自分が働いているアルバイト先の職場環境を見直し、もしも、感染防止策が十分でない・感染リスクが高いと判断される場合は、勇気を持ってアルバイトの休止・中止・変更するなど、自分の命を守る行動、感染拡大の防止に努めることを強く要請します。

以上

学生、教職員 各位

【新型コロナウイルス感染防止】 2021 年度 本学厚生施設使用に係るガイドライン

学生部長

社会全体で感染防止策の徹底が求められている中、大学としても各種の感染症予防策を講じ、また、皆様のご理解とご協力もいただいているところです。

大学構成する皆さんの安全と安心を確保すべく、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を基本に対応し、本学厚生施設使用の実際に則したガイドラインを下記に定めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、この措置は、感染状況等により対応を変更します。

I. 対象者

1. 各施設の全ての利用者は順守すること。

II. 対象施設

1. 食堂・売店（学生食堂、カフェソラ(SC)、ラウンジオーク(SC)、売店)
2. 体育施設等（体育館、テニスコート、フットサルコート(YC)、トレーニングルーム、更衣室、18号館(SC)、グラウンド(SC)
3. 部室等課外活動団体施設
4. 各館休憩スペース、喫煙所

III. 各施設共通使用ルール

1. マスクの着用
 - (1) 常時マスクを着用すること。(食事中、運動中を除く)未着用者の施設利用は許可しない。
但し、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すこと。
 - (2) ビニール袋等を持参し、食事中、運動中等に外したマスクを各自で収納し、テーブル等に放置しないこと。
 - (3) 食事、運動が終了次第、速やかにマスクを着用すること。
2. 手指消毒、咳エチケットの徹底
 - (1) 石けんなどでこまめに手を洗うこと。
 - (2) 各所に設置のアルコール消毒液で手指消毒をこまめに行うこと。
 - (3) 「咳エチケット」を徹底すること。
※「咳エチケット」とは、咳やくしゃみをするときにマスクやティッシュ、ハンカチ、洋服の袖などで口と鼻を覆い、人にウイルスなどを含むしぶきが飛ばないようにすること。
3. 会話を慎み、距離を保つ
 - (1) マスクを外した際は、特に会話を慎むこと。
 - (2) 近距離での会話は避け、互いに手を伸ばしても届かない距離を保つこと。(約2m。少なくとも1mは保つ)
 - (3) 大声は出さないこと。(緊急時を除く)
4. その他
 - (1) 常時入り口や窓を開けおく等、換気の徹底を行うこと。
 - (2) ソーシャルディスタンスを確保するために指定された各所の定員、間隔を順守すること。
 - (3) 発熱、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、登学(不要不急の外出)を控え、症状が完治するまで自宅待機し療養すること。

IV. 施設別のルール（「Ⅲ. 各施設共通使用ルール」に加えた施設別のルール）

1. 食堂・売店

- (1) 別に定める「【新型コロナウイルス感染防止】 学生食堂等における飲食ルール」に従うこと。
- (2) 当面の間、懇親会・パーティー利用等、集会開催を制限する。（施設貸出の制限）

2. 体育施設

- (1) 当面の間、運動用具の貸出は行わない。
- (2) 授業で共用する運動用具の使用に際しては、体育でのガイドラインに従うこと。
- (3) 製氷機および冷水機の飲用使用を禁止する。
但し、製氷機に関しては、授業、課外活動等において怪我をした際には、アイシングとしての使用は可とする。
- (4) 運動に際しては、熱中症対策に努め、各自で飲料を用意してこまめに水分を取ること。
- (5) 飲料の回し飲み、飲料容器や衣服等着替えの放置はしないこと。
- (6) シャワールームは、シャワー数を超える人数の入室を禁止する。その他、感染防止対策として定員が設定されている施設においては、その定員を超過しないこと。
- (7) シャワールーム、更衣室の利用は、短時間で終えること。
- (8) 当面の間、体育館、卓球場、トレーニングルームは、授業および許可された課外活動団体以外の使用を制限する。

3. 部室等、課外活動団体施設

- (1) 許可された課外活動日時にのみ、部室等、課外活動団体施設の鍵を貸し出すこととする。
- (2) 荷物の搬出入のための入室は、課外活動許可を得た日時、または、大学の指定する日時のみ可とする。
- (3) 各課外活動団体宛てに通知する「課外活動団体の活動制限について」に指定する事項を順守すること。

4. 喫煙所

- (1) 出来る限り喫煙を控えること。
- (2) 喫煙所が密にならないよう、先に利用者がある場合は待機すること。
- (3) 喫煙が終わり次第、速やかに退所すること。懇談、滞在時間を減じて、リスク低減に努めること。

以上

学生、教職員 各位

【新型コロナウイルス感染防止】 2021 年度 学生食堂等における飲食ルール

学生部長

標記について、「【新型コロナウイルス感染防止】本学厚生施設使用に係るガイドライン」に規定の「IV. 施設別のルール」として、マスクを外す飲食時の感染リスクを低減すべく、「学生食堂等における飲食ルール」を定めます。

I. 学生食堂の利用対象者、利用条件

1. 本学の学生、教職員のみとする。但し、ラウンジオーク(SC)は当面の間、教職員専用とする。
※ 上記以外の一般利用者(入構が許可された大学関係業者も含む)は、当面の間、利用をお断りいたします。
2. 「【新型コロナウイルス感染防止】本学厚生施設使用に係るガイドライン」に規定の「III. 各施設共通使用ルール」の順守

II 学生食堂の感染防止策、運営

1. 学生食堂は席数を減じ、感染症予防のためのパーテーションを設置する。
2. 出入口や窓の開け放ち、空調機器等で換気する。
3. カフェソラ(SC)の焼き立てパンは、当面の間販売を中止する。
4. 当面の間、懇親会・パーティー利用等、集会開催を禁止する。(施設貸出の制限)



III 学生食堂等利用ルール

以下のご協力をお願いします。

1. 学生は、学生食堂入口に設置のカードリーダーへ学生証をかざし、利用毎に入場登録を行うこと。
2. 利用前に必ず入念に手を洗い、アルコールによる手指消毒を徹底すること。トレイ、 tong、給茶機、みそ汁サーバー、食器類、調味料類に触れる前および飲食前には、消毒を終えていること。
3. 食券購入時や配膳カウンターにおける行列の間隔は1m以上あけること。
4. 会話は自粛し、大声を出さないこと。特に飲食時マスクを外した際は会話を極力しないこと。
5. 外したマスクはテーブルに置かず、収納袋を持参するなど収納方法を自らで確保すること。
6. 昼食等飲食は15分程度を目安とし、終了後速やかに学生食堂から退室すること。
7. 飲食後は速やかにマスクを着用すること。
8. 食堂で使う箸やスプーンについて、マイ箸、マイスプーンの持参を推奨する。
9. 利用が集中する時間帯(特に昼休み)を避け、授業の空き時間等を利用するなど、その前後の時間帯を活用すること。
10. 弁当持参など、席数減に伴い混雑する学生食堂以外の場所でも喫食できる対策も取り入れること。
11. 着席不可の席は使用しないこと。



IV. 学生食堂以外の場所における飲食について

1. 学生食堂以外における飲食も、席間を十分にとり、「III. 学生食堂等利用ルール」に規定の感染防止策に取り組むこと。
2. 床面を飲食物で汚してしまった場合は、授業への支障が無いよう必ず速やかに床面清掃し、放置しないこと。
3. 換気のため、お昼休み時間は出入口を開放すること。

V. 本件に関するお問い合わせ先

東京都市大学 学生支援センター

■ 世田谷キャンパス: scgakusei@tcu.ac.jp ■ 横浜キャンパス: ycgakusei@tcu.ac.jp ■ 等々力キャンパス: tcgakusei@tcu.ac.jp